

第16号議案

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

別紙のとおり

提案理由

児童福祉法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

蒲郡市児童発達支援センターの設置及び管理に関する条例（平成30年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第43条第1号」を「第43条」に、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第2号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。